

令和6年度花巻市大迫地域協議会（第3回）会議録

1 会議の日時及び場所

（１）日 時 令和6年11月7日（木）15時00分～17時00分

（２）場 所 大迫総合支所 2階 大会議室

2 出席委員（出席13名、欠席2名）

区分	団体及び役職名	氏 名	住 所	出欠
(1) 公共的団体から推薦された者	花巻農業協同組合 女性部大迫支部長	菊 月 美智子	亀ヶ森	○
	花巻市森林組合 大迫事業センター所長	高 橋 純 一	外川目	欠席
	花巻商工会議所 大迫支部副会長	佐々木 行 雄	外川目	欠席
	花巻市社会福祉協議会 大迫支部長	川 村 均	大 迫	○
	花巻市大迫地域区長会 会長	清 水 正 浩	亀ヶ森	○
	大迫地区コミュニティ振興会 会長	菊 池 忠 久	大 迫	○
	内川目コミュニティ会議 会長	伊 藤 誠	内川目	○
	外川目地区コミュニティ会議 会長	佐々木 政 行	外川目	○
(2) 学識経験を有する者	亀ヶ森地区コミュニティ会議 会長	藤 田 哲 司	亀ヶ森	○
		瀬 川 行 夫	大 迫	○
		小 川 富 士	大 迫	○
		菊 池 和 子	外川目	○
(3) 公募による者		清 水 正 子	亀ヶ森	○
		小 國 文 子	内川目	○
		伊 藤 良 子	大 迫	○

花巻市 所属	役職名	氏 名	出欠
財務部	部長	古 川 昌	○
契約管財課	課長	小 原 賢 史	○
契約管財課	課長補佐（公共施設管理担当）	吉 田 幸 弘	○
契約管財課	主査	中 島 昂 平	○
大迫総合支所	支所長	高 橋 哲 也	○
地域振興課	地域振興課長	佐 藤 充	○
市民サービス課	市民サービス課長	黒 沼 寿 夫	○
地域振興課	課長補佐（地域づくり担当）	小 松 博 幸	○
地域振興課	課長補佐（産業担当）	神 谷 竜 也	○
地域振興課	課長補佐（建設担当）兼建設係長	駿 河 世 紀	○
地域振興課	地域支援監	中 村 陽 一	○

・傍聴者 なし

3 議 題（説明事項）

花巻市公共施設マネジメント第2次実施計画(素案)について

4 議事の概要

(1) 開 会 (地域振興課長)

(2) あいさつ (大迫地域協議会長)

(3) 説明 議長：藤田哲司会長

①花巻市公共施設マネジメント第2次実施計画(素案)について

財務部契約管財課より資料の説明

(説明：財務部長 他)

②その他

なし

主な質疑応答は、以下のとおり。

(佐藤地域振興課長)

皆様お疲れ様でございます。開会前に資料の確認をいたします。

最初に次第、その次に大迫地域協議会の委員名簿でございます。

次に資料 No. 1、花巻市公共施設マネジメント第2次実施計画(素案)についてというものがございます。

次に冊子でございます。

花巻市公共施設マネジメント第2次実施計画(素案)というものがございます。

最後に本日お渡ししました参考資料ということで、大迫地域コミュニティ別施設の取り組みということで4枚綴りです。ございますでしょうか。

それでは定刻前でございますが、皆さんお揃いでございますので進めさせていただきます。

それでは、令和6年度花巻市大迫地域協議会第3回会議を開会いたします。

初めに、本日の会議について、高橋純一委員、佐々木行雄委員の2名から出席できない旨の連絡がございましたので、お知らせいたします。

15名中、過半数の13名の出席がありますので、花巻市地域自治区設置条例第9条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の会議は会議録自動作成システムを利用しておりますことから、ご発言の際はマイクをお使いになるようお願いいたします。

緑のランプが点灯している状態で発言いただき、発言後はマイクのボタンをもう一度押しいただければ、待機モードになりますので、よろしくお願いします。

会議録につきましては、市のホームページで公開することを予定しておりますので、あらかじめ申し添えます。

次に挨拶。藤田会長からご挨拶申し上げます。

(藤田会長より挨拶)

(佐藤地域振興課長)

藤田会長ありがとうございました。

続いて本日の説明のために出席しております財務部の職員を紹介いたします。出席者名簿をご覧ください。

(佐藤地域振興課長より財務部職員の紹介)

次第の3議事の進行ですが、花巻市地域自治区設置条例第9条第3項の規定により、会長が議長となりますので、藤田会長よろしくお願いします。

(藤田会長)

はい。それでは次第の3番、議事に入ります。

今日の案件は1件、花巻市公共施設マネジメント第2次実施計画(素案)についてでございます。資料により説明をお願いいたします。

(古川財務部長、小原契約管財課長より説明)

(藤田会長)

ありがとうございました。

ここで皆さんからご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。

(小国委員)

委員の小国文子です。よろしくお願いします。

あの花巻市の計画というか方向性というのは今お聞きした通りだと思いますが、大迫としての方向性とか、ここは大事にしたいとか、そういうものは、ありますか。

(藤田会長)

どういう意味でしょうか。具体的にお願いします。

(小国委員)

この計画を立てたときに、大迫総合支所でも検討したと思いますが、以前にもそういう計画があったのか、どういう仕組みで計画したのか。

(古川財務部長)

こちらの計画の策定につきましては、それぞれ施設の所管する課の考え方を基本的に尊重しておりまして、あとは我々の方で全体のバランスを調整したことがありますけども、基本的には掲載されている計画と大迫総合支所で考えている内容は一緒でございます。

それぞれの課で所管する施設の計画っていうのは既にお持ち併せており、それは個別計画という形であったり、それぞれの施設の所管省庁が、文科省では教育委員会の方に学校の全体の整備・改修計画の作成という指示がなくても内なる計画として、将来の改修計画とかは持っていますけども、それは消防だったり公園だったり住宅でも持っていますけども、そういったものが縦割りにあるものですから、全ての箱物施設の状況はどうかのっていうのを集めたことによって全体像が見える、というそういう性格の計画でございます。

(藤田会長)

どうぞ皆さんからご発言をお願いします。

(瀬川委員)

瀬川と申します。

個別の案件で申し訳ないのですが、例えば住宅の解体の方向という例では、上の台第2号住宅長屋タイプの住宅だと思いますけど、そのA棟、C棟を解体という方向で上がっていましたが、ただ現在住んでいる方もおられますが、もう既に承諾を得たので、そういう方向になっているのか、あるいは、これからそういう方向で働きかけをするという案なのか、そこを教えていただきたいです。

(古川財務部長)

住んでいる方がいらっしゃるうちは基本的には壊せない形ですけども、将来老朽化とかで更新するような計画がないものにつきましては、同じ市営住宅の中で移動して、政策空家というのですが、そういったものを作りながら解体に向けて進めていきます。かつての市営住宅というのは、安い家賃で住宅を持たない方のために住宅を建てるという性格がありましたが、現在は結構空室も発生しておりますので、全体の計画の中では市営住宅を今後増やさないというような計画となっています。解体については、住宅に限らず学校もそうですけども、解体すべき施設って沢山あります。ただそれを全て解消できるかっていうと、急いで壊さないと危険、すぐ壊さなければいけない施設は、我々も優先順位を上げて考えますが、今はそういった需要よりも施設にエアコンをつけるとか、照明関係では蛍光灯が2027年で製造中止になりますので、そういった理由でLED化を進めるとか、トイレの洋式化ですとか、こういう部分は10年前にはそういったニーズはなかった訳ですが(学校のトイレは100%洋式化になっていますが、それ以外の施設はちょっと遅れています)、解体は急がず、そういった部分にお金を使っていきたいと考えております。

(瀬川委員)

大体はわかりましたが、もう既に了承を得てそういう方針を決めたということではないと捉えていいですか。これから働きかける予定なのかということですけど。

(小原契約管財課長)

お答えします。

上の台第2号住宅につきましては、花巻市営住宅等長寿命化計画の見直しに当たり、担当課である建築住宅課において、入居者ともしっかりお話をして、十分ご理解いただいた上で解体の方針を立てたと伺っております。このことをもって、本計画にも搭載したという経緯であります。

(瀬川委員)

了解しました。

だいぶ空きがありますので、当然かと思えます。以上です。

(藤田会長)

皆さんからどうぞ。

（清水正浩委員）

区長会の清水と申します。よろしくお願いします。

この資料の関係で先ほど課長さんから説明がございました。そのマネジメント経費の関係で、今までの1次計画では膨らんだという話があって、それには補助とか後の起債の交付税措置とかっていうのがあるというお話もありましたけども、いずれその2次計画につきましても、1次に比較するとボリューム的には膨らんでいるよということがありますので、そういった財源措置が施されるものであれば、一般財源ベースの部分を含弧書きでも表しておけば、そんなに過大にはならない。過大ではないよということが説明しやすいのかなというふうに思いました。

あと、個別の案件でちょっとお尋ねします。

一つはですね私の認識不足かもしれませんが、内川目保育園は一旦市民に対して、利活用を募集して、あとは活用したいという話があったまでは理解していて、それを売却するという話までは聞いたことがあります、その後の取り扱いがまた変わったということもあるのかなと思って見たのですが、その辺は私の認識と違う部分でした。

もう一つは、多分先ほど小国さんが個別に聞きたいという話は峰南荘の話があるのかなと思ったりして、個別に私も思いましたけども、峰南荘については耐震診断をしたということまではわかっているのですが、耐震で条件を満たさないということがあったと記憶はしているのですが、この計画では耐震が終わって問題がないというような書きぶりになっているので、問題はないのかなと思いましたが、その2点について確認させていただきたいと思います。

（古川財務部長）

旧内川目保育園は公募により譲渡の契約をおこないましたが、支払いの方が滞っておりまして、契約を破棄したという状況でございます。一般的に幼稚園とか保育園児童を対象とした施設というのは、他の施設に転用するというのは難しい。特に水回や造りが幼児用向けであり、（転用が難しく）残しても活用策がないということで解体という方向になりました。

峰南荘につきましては、耐震診断を行いました但基準を満たしていないという結果であった。冬季の間の積雪によって建物に影響があるということではあり、その期間はそもそも使われていない状況なので、こういう形になった。財産の区分は普通財産で貸付を行っておりますので、改修するとその貸付料が高くなるという兼ね合いもありまして、協議した結果、今の形になっている。

（高橋大迫総合支所長）

大迫総合支所高橋です。

今部長が言った通りですけれども、峰南荘はレストラン棟と宿泊棟と大広間棟に分けられていますが、診断結果の数値が基準となる「1」に至らず宿泊棟0.91、大広間棟0.78で、診断判定上は△でした。レストラン棟は0.59という数値でしたがこの数値は積雪を踏まえた0.59でありまして、夏場だと0.99、限りなく「1」に近いという結果でした。当初は解体改修も含めていろいろ議論していくことで、維持または見直しでしたけれども、あそこのエリアが急傾斜地の関係で県から土砂災害が発生するおそれのある箇所に指定されたこともあり、改修が困難な状況になりました。そこで、当面、改修は考えず、現在の状況を維持していくという方針になったことから、今回は、維持の方針になったところであります。大迫地域においては大事な宿泊のできる場所で、各コミュニ

ティ会議等からも維持してほしいという希望がありましたので、支所としてはこの施設は継続してまいりたいという思いから、継続するという方針に至ったところであります。

（藤田会長）

他に皆さんから。

（小国委員）

さっきの個別のお話ということで、峰南荘のことはちょっと数値とかは聞いていなかったのですが、事情がわかりました。最初に聞いた大迫としての何かあるのですかという続きになってしまうのですが、譲渡で神楽の館が載っているの、花巻の観光とかを考えると早池峰山とか、やっぱり早池峰神楽というのは必要なのではないかなと思ひまして、その神楽の館が譲渡になった経緯を聞かせてもらえますか。

（古川財務部長）

お答えいたします。

31 ページの通し番号で言いますと 76 番になっている施設でございます。

神楽の館という大償神楽の練習場になっていますが、その一方で※米印がありますけれども、自治公民館としての機能もあり、公民館施設については、ほとんど地元の方しか使っていないこと、神楽の館は練習の場であるという、特殊性はあるものの、公民館施設につきましては基本的に譲渡という考え方です。現実的にはそういった特異な施設ですので、難しい部分はありますが、この下りについては 16 ページのところに、「自治公民館施設に関する考え方」という市の考え方をお示ししております。

一般的に自治公民館といいますと地域の方がお金を積み立て、市の補助を受け建設しているというのが一般的ですけれども、その一方で、国とか他機関から補助をもらって、自治公民館を建てているという例もあります。尚且つそこは公共施設という位置づけでありますから、管理費も市が手当しているということで、不公平だという見方もあり、我々もそう思っております。

何年かかけて建設の積立金を会費で集めながら、しかもその施設の光熱水費だとか、修繕にかかる費用というの、自治会の中でみんなから集めたお金で運営しているのに対して、片や市が建てた施設であるがゆえに、鍵の開け閉めの手間代も払ったり、光熱水費も払ったりというのが混在しているのが実情であり、そういった事というのは、団体のことです。皆さんよくわからないと思いますが、公共施設でありながら特定の地域の方が、ほぼ使っているという実態からすると、やっぱり譲渡に向かって進めていかなければならないと考えております。第一次計画の期間中でも 2 件そういった形で地元の方と粘り強く交渉してお引き受けいただいた例があり、そういったところは進めていきたい。しかし、対象となる自治公民館地域の方の世帯数がどんどん減少し、施設を預けられても管理できないという声も一方では現実問題としてできている。そういった部分は時間をかけて、前の計画期間内ではそういったことができなかったもので、まずはそこでチャレンジしてみると、どうしても事情があつてできないところがあれば、そこは汲んで見直しをしていかなければならないと考えていますが、基本的な考え方はそういう形です。

（藤田会長）

よろしいですか。次の方どうぞ。

（菊池忠久委員）

菊池です。今部長さんからお話がありました。

公共施設で、例えば 30～31 ページ。大迫の場合は、自治公民館が市で建てた方が多いと、明らかにこの見直しの中を見ると、町中の自治公民館かなり大迫が入っています。ただそれが、今不公平だと言われても困ります。合併する段階で、過去の部分を遡ってどうこう言うことではありませんが、一つご質問ですが、結局これから大迫の部分の大部分の自治公民館に対して譲渡となり、または貸し付けという形になってくると、結局今まで市の方針からすると、行政の方で公共施設の負担が大変だと、だから見直ししますよと、そしてそれを今度は地元の方に押し付けますよという形の方向なのですね。その部分で先ほど粘り強く何ヶ所か譲渡したという話がありました。そのことでこの条件ですが、どのような条件が出されたのか一つの課題として、例えば固定資産税とかいろいろ掛かってくるでしょうから、今後維持費とか譲渡しても今度はそれを古くなったら改修すると、その費用も出てくるでしょう。当然地元のものにしてしまうと、建てる時は行政が公的なものとして建てて、自由に使わせてきたが、それを今度は合併して花巻市になったから方向変えますよと、地元で負担してくださいというこの現実を押し付けるわけです。それに対してどのような形で入っていくのかと、ここをおそらく集落に対して個別にその場限りで説明していくのか、それとも共通項目として例えば今後かかる負担について、行政はここまで見ますよと。ですから、譲渡となり貸付でお願いしますという形で入っていくのか、その辺はどういう方針でいくのかということを知りたいです。

それと何ヶ所か譲渡したのですが、そのとき相手の地元から出てきたいろんな課題はどういうのがあったかその部分を具体的に教えてください。

（古川財務部長）

2 団体事例があったという話をしましたので、そのことについて若干説明したいと思えますけども、財産を移すためその財産を管理することになり 2 団体とも非常に不安を持っていましたが、地縁団体というスキームで税の免除という形になりましたし、修繕については、現在でも自治公民館の改修について 3 分の 1 補助の制度がありますので、そういったものを活用して備えていただければと思います。

（菊池忠久委員）

大迫の場合、ほとんどが自治公民館です。確か花巻の場合は自分たちで積み立てて建てたと、大迫の場合は公的施設でやってきたわけですから、それを今度「譲渡又は貸付け」という方向に持っていくわけですが、その辺の条件的な部分、結局地元にとっては当然現状維持であれば市の施設ですから、税金もかからないし、修繕もしてもらえると、これは今度譲渡貸付の場合、どのような形で負担を強いるのかと、その場合共通した方向性があるのであれば教えてください。まさかですね、個別に条件バラバラで決めていくわけではないでしょうから、これだけ 20 近い自治公民館あるわけですから、そこで統一した形で入っていかないとおそらくまとまらないと思います。あっちの方ではいい条件の話をした、こちら駄目だと。ですから、そういう譲渡なり貸付の場合の負担が出てくるわけです。その負担部分をどのようにクリアしていくのかという部分を方向出ているのであれば教えてください。

（小原契約管財課長）

お答えいたします。

具体的な交渉の方法・内容として定まったものはございませんが、財産を所有してもらうためには、地縁団体であることも、必要な条件と考えております。大迫の施設が多いのはご指摘のとおりで、交渉に当たっては、ある程度の方向性を検討した上で、進めていく必要があると考えております。

（藤田会長）

菊池委員よろしいですか。いい質問だと思います。

（菊池忠久委員）

やはり現実的に地元の人たちは不安だと思いますよね。では、どちらも拒否した場合、市の方で解体すると来られても困ります。だから、市の方針に従ってこういう形で市の方で負担させられないような部分が、結局地元の方に負担を強いる形の改革ですよね。市が単独で持っていた施設を市が廃止していくというのであればいいけども、もう地元ですずっと使っていた施設を合併して他地区との整合性を持たせるためという話は議論的におかしいと思う。結局他地区では自分で詰めたりしながら、これは元々合併する前に市が責任を持ってやった建物で、押し付けられたもので、そういう部分を、やはり時代が変わったからその施設を遡った形で、今と同じ考えで統合していくというのは、私はちょっと無理があるのかなと。大迫で特別にするという考え方も持ってほしいという部分はあります。この部分は仕方がないと思いますけどね。ですからその部分地元に入る段階で、やはりいろんな議論が出てくるとと思いますので、住民にとって負担のないような形での妥協点を見いだしてもらえばいいです。

（古川財務部長）

ご意見の部分もあったかと思いますが、合併したからではなくて、やはり考え方の一番の根底にあるのは不公平だという点。やはり相手の事情がわからない、見えない形ですから、例えば市の施設の隣には、自分たちで作った公民館があって自分たちで運営しているというのが現実としてあるわけですから、そこは我々とする、ちょっと切り込んでいきたいところだと考えております。先ほど交渉するに当たっての方針みたいなものはやはり持つておく必要があって、そういう同じ基準で同じお話をしなければならぬと思っておりますし、ただこういうところだったら歩み寄れるよというところは聞きながら調整しなければならないとは思っています。前回もこの公民館問題が説明を受けた方が一番びっくりした話であり、冒頭挨拶した市民の方が不安に思ったのは、この点が一番多かったところ。本当に譲渡を何が何でもギリギリと押し付けられるのかというような不安を持たれましたが、そこは丁寧にお話し合いをして、こういう方針だから必ず押しつけるというものではないので、時間かけて取り組んでいきたいと思っております。

（藤田会長）

ご発言がない方からどうぞ。

（川村委員）

川村均です。

ちょっと個別の案件で大変恐縮であるいは答えられない部分もあるかと思いますが、アパートの解体というのがございまして、例えば資料 580～584 ページあたりですね。解体の時期というのは、例えば本年度から令和 9 年度の間には解体を進めるということで理解してよろしいでしょうか。なぜそういうことを聞くかという、個人的というか、私の地区の周りに空きアパートがあって建ったままです。ここは道路に面して場所も非常にいいところですよ。ワイン祭りなんかすると車がどんどん市道に入ってきます。そういうときこのアパートの駐車場は非常に利用価値があると思ったりしています。ただあとは公園とかですね、子供が遊ぶようなそういう公園が意外と無いんです。下町地区になると思いますが、だからもしその解体の時期というのは予算の都合で順番にやっていくものだと思いますが、ただ早めに有効活用できるような場所については早めに解体して、市民の方に使わせたり、あるいは駐車場とかそういうのに使えばいいかなと思ったりして、それで個別の案件ということでお伺いしましたが、どのような感じでしょうかね。

(古川財務部長)

お答えいたします。

第 2 次実施計画の施設方針、取り組み内容で解体と書いているのが沢山ありますが、それは 4 年の期間内に壊すものではなくて、解体に向けた話し合いですとか、予算取ったりとか、予算取るための調査をしたりすると考えていただければと思います。2 つ目の質問で有効活用できるとか、もしかしたらその土地が売れるとか、そういうのであれば前倒しというのはありますし、先ほどお話した危険なものについては、そのまま放っておくと例えば屋根が飛んで市民の方が怪我する恐れがあるとか、そういったものは状況を見ながら、早めに手をつけたいと思っております。解体しなければならない施設とか本当に多く、学校、病院とかもあり、一気に進められない。先ほど財源のお話をしましたが、解体には有利な起債を使えない。使えたとしてもただの借金となるので状況を見ながら優先順位をつけて、これも計画を立てて取り組んでいきたい。

(藤田会長)

今、大迫の解体計画はありますか。

(吉田契約管財課長補佐)

今部長が申し上げましたけれども、令和 6 年度から 9 年度までに必ず解体とするものではございません。資料 21 ページをお開き願いたいと思います。第 2 次実施計画いわゆる令和 6 年から 9 年度の表で上からいきますと譲渡廃止ですね廃止解体とありますけれども、解体する予定の建物をここに記載してございます。今手をつけているところもございますし、こういった施設をまずは優先的に解体していくということまでは決まっております。それ以外については先ほど部長が申し上げた通り、解体に向けての話し合いだとか、地元の方との意見を聞いて進めていくというような形になります。以上です。

(藤田会長)

他にございませんか。

(小川委員)

小川でございます。

本日はご苦労さまでございます。

皆さんから活発なご意見いっぱい出ましたので、本当に無知なものですから、ちょっといろいろ教えていただきたいと思います。例えば公共施設を一般の方に貸付けしている場合もございますよね。それで賃貸料をいただくという例も聞いておりまして、それで公共施設を使っている方が、何か修繕が必要になった場合、どちらが負担するかという事をその方から伺って、もめたわけではないのでしょうか、ちょっと行き違いがあったと耳に入ってきました、そのことはきちっと契約書も交わしてらっしゃると思いますが、そこで建物の中を修繕しなければならない場合は、借りている方が、もちろん直さなきゃならないですよ。外側の場合は建物の外側に支障をきたして壊れたとか、そういう場合は市の方で修繕費を払って直すのか、そこら辺のところもきちっと契約書を交わされているのでしょうか。そのところをお伺いしたいと思います。

（古川財務部長）

公共施設は料金のことで言いますと何種類かあって、ただで使える施設と条例で料金を定めているものと、そうではなくて貸付しているもの、一般的にはこの計画書の 58～59 ページ辺りにある普通財産と言われるものであったと思います。

市の財産は大きく 2 つございまして、行政財産と言って学校とか生徒のために各児童のために使う施設は、一般的な行政財産という形になりますが、それが役目を終えて普通財産になる、例えば廃校になった学校がこの普通財産というところの区分になります。これら施設は有効活用するために、借りたいという方がいらっしゃれば、適切な料金を定めて、その方と契約書を交わして貸付、正にこの例ではないかと思っております。おっしゃられた通り、契約書に書いてある責任区分によります。状況にもよりますが、契約書の条項の中で判断されるものと思いますので、納得いかないとか、おかしいというところは、どうぞご相談いただければ、対応いたしますので、そういうことでご理解いただければと思います。

（小川委員）

ありがとうございます。

そのお借りしている方は、金額の大小に関わらず、賃料を払っているので直してくださるのは当たり前だというお話をしたようでございますけれども、そこで担当の方がわからないですが、行き違いがあったみたいですね。そのところをやっぱりもう一度きちっとさせておいた方がよろしいと思ひまして、その方はそこから利益を得ているわけですよ。いろいろ販売したりして、だからそれもあるからちょっと難しいところもあるかなとは思いますが。

（古川財務部長）

個別に対応させていただきたいと思ひますので、よろしく願ひします。

（藤田会長）

他に皆さんからどうぞ。

（菊池忠久委員）

菊池です。3 点願ひいたします。

33 ページに博物館とありますが、大迫にあります早池峰と賢治の展示館が見つけれなかったですけども、これはどうなっているのかというのが1点。もう一つは39ページ上段の方に182番のホテルスティヒル、次にワインハウス早池峰とありますが、看板見ますと確か、レストランベルンドルフとホテルベルンドルフとなっていたと思いますが、その呼称の部分はどうなっているのかという点。もう一つは59ページの上の方の枠の中の下の方に屯所の部分について書いてあります。旧10-2-2落合の屯所は共用廃止して売却したと、その下の方の9-4折壁は折壁自治公民館へ無償譲渡したということで、第1次計画の段階で実施したわけですが、この部分の表が49ページの中段、落合の部分はここでちゃんと譲渡という表に入っていました。折壁の部分はと思って見たら無いですね。48ページを見るとただ個別維持になっていると、間違いなのか間違いじゃないのかというこの3点お願いいたします。

(吉田契約管財課長補佐)

早池峰と賢治の展示会については、大迫交流活性化センターに含まれてございます。レストランベルンドルフとかホテルベルンドルフは通称でございますので、こちらがこういうふうに読めと言ったものではないです。

(黒沼市民サービス課長)

折壁の今の屯所は、林交館の敷地内にある新しい屯所で、48ページに記載あるものですし、59ページにある無償譲渡したものにつきましては、前のあの道路端にある屯所を譲渡しましたということです。

(菊池忠久委員)

それで譲渡したのであれば49ページの中段の表の枠の中に入らなくていいですかということ。

(吉田契約管財課長補佐)

49ページの中段にある落合の消防団の屯所ですけども、これは番号を振っていないです。実は第1次の計画いわゆる令和2年度からの計画のときはちゃんと消防施設個別計画に載っていましたが、令和3年度に譲渡したものですから、第2次実施計画には載せていません。もう消えている状態なので、49ページの真ん中の表はもうないので、結局第1次と第2次を比べたときにわからなくなっているんで、第1次の期間中に譲渡した分を再掲しているだけです。

(黒沼市民サービス課長)

49ページに載っているのは正規に屯所としてあったものを今回廃止になって載ったものですし、旧折壁については、新しい建物が出来た時点で普通財産になってしまって、ここに載っていないものです。

(藤田会長)

菊池委員、総括すると間違いはないそうです。

(清水正浩委員)

10-2-3 田中と10-3-2 堅沢は維持となっていますが、この維持という意味は。

（吉田契約管財課長補佐）

現状の話をさせていただきますと、地元の方々のリサイクルの場所として使っているということをお聞きしていましたので、とりあえずこの2つについては維持という方向にさせていただきました。

（藤田会長）

1時間30分経過しましたが、他にございますか。

（小国委員）

小国です。

すいません基本的なことかもしれないですけど、21ページの譲渡の案件に載っているものというのは、その施設を譲るということですよね。例えば、早池峰ダム資料館を譲渡としますという場合に、どういう感じで進めるのですか。公民館とかだったら、地元の公民館という位置づけだと思いますが、それ以外のものというのはどういう感じで譲渡を進めていくのかということと、維持で考えているものというのは、今後必要に応じて改修するものなのですか。

（古川財務部長）

まず譲渡のことからお話しますけども、譲渡という言葉は、一般的な言葉でもあり我々もよく使う言葉ですけども、譲渡には2種類ございまして、無償譲渡と有償譲渡があります。ここに載っている施設の多くは、先ほども話題になりました自治公民館関係施設でございますので、地域の方に地縁団体等組織していただいて、譲り渡せる状況を作っていただいた上で、無償譲渡したいというふうに考えております。

維持の考え方ですけども、当面の間これは市の施設として運営していきますという考え方のものでして、直ちに壊すことは考えていないということでご理解いただければと思います。

（小国委員）

ありがとうございます。

今のお答えの続きというか、例えば無償譲渡で地縁団体を作って、それ以外の方がそこを欲しいとか、そういう場合はどのようになるのですか。

（古川財務部長）

地域以外の他の方から申し入れがあるのではないかと伺いましたが、その可能性はほとんどないと思います。地元の方しかいないというふうに考えているものが全てでございます。そういった可能性のあるものは公募という形で先ほどの内川目保育園がまさにそうですけども、多くの方に札を入れていただいて、競争して高い方にお譲りするということはあるが、ここに掲げた施設についてはもう地域の団体しかないというふうに考えております。

（菊池忠久委員）

関連して譲渡で競売するとき、これは広報に載せますか。

（古川財務部長）

ホームページに載せたり、広報にも載せたはずですけど、公民館については、そういう告知をする考えはない。

（藤田会長）

私から質問させていただきますが、簡単な質問ですが、この全体の策定スケジュールは現在のところ、地域協議会に説明をいただいて、他に正案を公表するのは12月と説明をいただきましたが、多分この入居施設を使っている人たちが大迫の場合、騒ぎます。前回そうだったから騒ぐはずです。

いや、譲渡と言われても困るなという話がもし来たときに、総合支所の方では、どちらのところを窓口にして相談をしてもらえばいいですか。取り次ぐことにしてもいいと思いますが。

（佐藤地域振興課長）

地域振興課佐藤です。地域振興課の中でも地域づくりの中の施設とか、産業の施設もございますので、そこについてはご相談あれば担当の中で相談に乘ります。

（小国委員）

すいません。何回も。

維持のことですけれど、今回維持になったものが、例えば維持になっているけど、譲ってほしいとか、そういう場合はどのようにお考えですか。

（古川財務部長）

先ほども申し上げましたが行政財産ですから、余程のことがない限り、例えばこの耐用年数とか、経過年数とかというのが書いてありますので、例えば50年持つ施設ですが、途中で欲しいという話があっても、基本的には応じません。ただ施設の性格や状況によっては、お話を聞くことはありますけども、話があったから直ぐということにはならず、むしろ普通財産であれば、目的がなくて本来であれば持つ必要がない施設ですので、そういったものは欲しい方がいれば、折り合いがつけばお譲りしたいと思っております。

（小国委員）

すいません。

普通財産と普通財産じゃないものがあるということなんですか。

（小原契約管財課長）

行政財産と普通財産の違いということで、行政用語ですけども、これは自治法の中で分類されております。法律の考え方としては、行政目的を持った施設を行政財産と呼んでおりまして、例えばこの建物、大迫総合支所は、庁舎としての目的を持っております。一般論として、設置目的が条例で決められているようなものは、行政財産となります。その目的を失ったもの、目的がなくなったような行政財産以外のものは全て普通財産という分類になります。

（小国委員）

はい、ありがとうございます。

（古川財務部長）

58 ページの下の方の表のところに（7）普通財産があり、解説がありますので、ここを読んでいただければと思います。

（藤田会長）

時間を理由にするわけではないですが、暗くなりましたので、そろそろにしたいと思いますが、いかがですか。

はい。ご質問ご意見を締め切りします。

（古川財務部長）

49 ページの取組状況の誤字、消防団 12-2 屯所好地の取組状況の欄について訂正をお願いいたします。

（藤田会長）

今日のこの議事につきましては、意見聴取という皆さんからのご意見をお聞きするという案件でしたので、いろいろと質問も出ましたし、意見も出ましたので、特にもどうという基準で、譲渡に当たっていくのか、という質問もあり、今後協議して参りますので、いろいろご検討いただければと思います。

それでは、今日の案件は1件だけでございましたので、これで審議を終結いたします。ありがとうございました。

（佐藤地域振興課長）

藤田会長ありがとうございました。

次第の4番その他ですがどなたかありますでしょうか。

（小川委員）

すいません、せっかく議長がもうお時間だとおっしゃって、閉めていただいたのに一言だけ、現在活性化センターの空調設備は、まだ治っていませんね。活性化センターは非常に利用頻度も高くて、もう季節も必ず移ろいます。皆さんちょっと大変になっていきますので、なるべく早く修理していただきたいのと、いろんなご事情もあるかと思いますが、皆さん期待しておりますので、早く修理が終わりますようによろしく願いいたします。来春はひな祭りも参ります。いっぱいお客様を温かいところでお迎えしたいと思いますので、どうぞご尽力いただきたいと思います。

以上でございます。

（佐藤地域振興課長）

ただいま設計等やりまして、予算要求中でございます。

なるべく早くやりたいと思っておりますが、ちょっと3月までは間に合わないと思いますのでストーブ等で暖をとるという方向で進めさせていただきます。

はい、その他ございますか。

なければ、以上で令和6年度花巻市大迫地域協議会第3回会議を閉会いたします。
皆さま長い間お時間ありがとうございました。